

「安くなります」電気の契約切り替えは慎重に！

事例

知らない事業者から、「今よりも電気料金が1年間で3,000円安くなる。電気料金の明細を教えてほしい」と電話があった。安くなるならと検針票に書かれた番号と支払方法を伝えてしまった。後日書類を送ると言われたがキャンセルしたい。 (80代男性)



アドバイス

- 市内や近郊において、電力切り替えに関する勧誘電話が掛かってきています。
- 電力会社等から電話を受けた際は、事業者名や内容をよく確認し、必要がなければきっぱり断りましょう。
- 切り替えに必要な住所や供給地点特定番号等の情報は、現在契約している会社が発行する検針票に記載されています。検針票の情報を伝えたところ、勝手に別の会社への切り替え手続きをされていたというケースもあります。安易に検針票の情報は伝えないようにしましょう。
- 「安くなる」と言われても、使用量によっては今より安くならない場合があるので注意が必要です。契約する際は、契約期間や途中解約などの条件をよく確認しましょう。
- 電話勧誘による契約は、クーリング・オフが可能です。契約書面を受取ってから8日間は無条件で契約解除ができます。
- 困ったとき心配なときは、早めに消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

